

平成 29 年度 第 1 回 甲賀市国民保護協議会

開催日時：平成 29 年 5 月 31 日（水）

午前 11 時 20 分～午前 11 時 50 分

開催場所：甲賀市役所水口庁舎 3 階 3 0 1 会議室

1. 議題

報告事項 1：甲賀市国民保護計画の変更について

報告事項 2：平成 28 年度国民保護共同図上訓練の成果と課題について

報告事項 3：弾道ミサイル落下時の行動について

2. 出席者

当日の出席者は以下のとおり。

会長 甲賀市長 岩 永 裕 貴

委員名	役職名	氏名(敬称略)
指定地方行政 機関職員	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所長	代理：木下博文 (竹内 勇喜)
滋賀県職員	甲賀土木事務所長(兼)地域防災監	代理：森本義広 (野崎 信宏)
	甲賀警察署長	代理：福山裕司 (野村 正明)
教育長	教育長	山下 由行
消防長	甲賀広域行政組合消防本部消防長	荒川 庄三郎
消防団長	甲賀市消防団 団長	青木 宗市
市の職員	副市長	正木 仙治郎
	危機・安全管理統括監、市長公室長	呉 竹弘一
	総合政策部長	平尾 忠浩
	総務部長	保井 達也
	総務部理事	岡根 芳仁
	市民環境部長	酒徳 真悠美
	健康福祉部長	福山 勝久
	こども政策部長	寺田 力才ル
	産業経済部長	代理：松岡 哲也 (中島 昭彦)
	建設部長	橋本 義信
	上下水道部長	森本 裕之
	教育委員会事務局教育部長	玉木 正生

委員名	役職名	氏名(敬称略)
市の職員	総合政策部次長 (政策自治振興・庁舎周辺利活用構想担当)	野 尻 善 樹
	土山地域市民センター所長	山 下 和 浩
	甲賀大原地域市民センター所長	中 島 初 枝
	甲南第一地域市民センター所長	福 西 仁 志
	信楽地域市民センター所長	伊 藤 光 洋
指定公共機関 又は指定地方 公共機関の職 員	西日本高速道路(株)関西支社 滋賀高速道路事務所長	太 田 浩 史
	中日本高速道路(株)名古屋支社 桑名保全・サービスセンター所長	折 原 俊 彦
	西日本電信電話(株) 滋賀支店設備部長	代 理 : 林 竜 平 (中 平 伸 治)
	関西電力(株)滋賀支社 支社長代理	垣 平 裕 司
	近江鉄道(株)鉄道部長	澤 本 由 紀 伸
	信楽高原鐵道(株) 常務取締役	前 田 潤
知識又は経験 を有する者	甲賀市議会議長	的 場 計 利
	公立甲賀病院長	清 水 和 也
	甲賀市社会福祉協議会	辻 金 雄
	甲賀市赤十字奉仕団連合会長	福 西 美 知 子
	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会長	富 岡 正 義
	甲賀人権擁護委員協議会長	中 西 秀 則
	土山地域区長会長	山 村 喜 造
	甲賀地域区長会長	森 地 清 志
	甲南地域区長会長	村 井 榮 一
	信楽地域区長会長	南 部 芳 廣
	野洲川土地改良区事務局長	甲 津 久 生
	(株)あいコムこうか	喜 多 洋 一
	甲賀市消防団女性消防隊	大 井 美 矢 子
計	42 名	

3. 傍聴者数

傍聴者はなし。

4. 会議資料

- (委員名簿) 甲賀市国民保護協議会委員名簿
- (資料1) 甲賀市国民保護協議会条例
- (資料2) 国民保護法関係箇所抜粋
- (資料3) 国民保護計画の変更に係る知事協議の進め方
- (資料4) 甲賀市国民保護計画変更案(抜粋)
- (資料5) 平成28年度国民保護共同図上訓練の成果と課題について
- (資料6) 弾道ミサイル落下時の行動について

5. 議事の結果概要

●計画15ページ表中「市長直轄組織」を「総合政策部」に改める。

●その他の委員意見等

議長) 市の組織再編に伴い、市長直轄組織を総合政策部に危機管理の位置づけを変更した経緯と意思をお伝えしておきたい。有事の際には、市長の私自身が災害対策本部長として指揮を執ることには変わりはないが、特に地域との繋がりという点において、総合政策部に危機管理部門を位置づけることでより機能的かつ合理的な対策がとれるという考えの基の対応である。こうした考え方は、県においても同様の体制が採用されている。危機管理については、市民の生命財産を守るという第一義的な目的のため市長である私自身が指揮をとるが、これまで以上に市民との繋がりを強化するという趣旨がある。

質) 弾道ミサイルの対応について、先に全小学校にJアラートが発信された際の対応について周知されたときいているが、保育園及び幼稚園についても同様の対応がなされたのか確認したい。親御さんや祖父母から孫がチラシをもらってきて少し驚いたという意見をいただいている。

回) 4月の下旬に北朝鮮がミサイルを発射するという情報が流れ、県の教育委員会からの通知に基づき警戒の文書を小中学校通じて配布した。その際には、保育園・幼稚園には発出ができていなかった。

意) そのような対応の際に、民生委員への特定配信メールで配布することのお知らせなどがあると、聞かれても対応できる。

回) 民生委員のすべての皆さんがメール登録のある方ばかりではない。今後も必要のある部分についてはあらかじめ周知する場合もあるが、今回のケースについては必要であるという判断はできていなかった。

議長) 先の県の通知文書については市長会でも議論にあがり、その取り扱いが正しかったかどうかという位置づけであったかという意見があった。本来は国民保護対応についての本趣旨からいうと、知事名で出されるものと思われるが、今回は県教委の課長名で各自治体の教育長あての文書であった。全国的にもあまりない対応であった。本市においても、甲賀市としての対応課題を挙げながらしっかりとした対応をしていく。

回) 本市においては、翌日に修学旅行を控えている学校があり、もし緊急事態となった場合にはその対応も必要であることから、緊急に動いたものであった。メールによる配信なども含め、学校のみでなく、広く市民の皆さんに周知すべき内容であったと思うので、今後もう少し広く周知していくということを検討する。

以上